



目次

1. START後継条約.....	1
2. 日豪パッケージ.....	1
3. 米国の核態勢と日本の安全保障.....	2
4. 英仏.....	2

1. START後継条約

3月24日、START後継条約が合意に達したと伝えられた。26日には米露両大統領が電話で会談し、新しい条約に最終合意した。条約は4月8日にプラハで署名される予定である。

条約の全文は今のところ公表されていないが、その概要は米国から下記のように明らかにされた¹。

- 配備戦略核弾頭数を1550発に削減（戦略爆撃機に搭載される核弾頭数は1機につき1発として計算）
- 配備および非配備の戦略核運搬手段を800基・機に削減。うち、配備戦略核運搬手段は700基・機に制限
- 条約の有効期間は10年間（5年以内の延長が可能）。新しい条約が発効すれば、2002年の戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）は失効
- 現地査察、テレメトリーの交換などを含む検証レジームを有する
- 条約は、米国のミサイル防衛計画や長距離通常攻撃能力の実験、開発あるいは配備に対するいかなる制約も含んでいない

交渉が長引いた要因の一つであるミサイル防衛問題については、米政権のスタッフは、攻撃兵器とミサイル防衛の関係が条約の前文に記されるものの、法的拘束力のある文言ではないと述べていた²。またルーガー米上院議員も、「ミサイル

防衛は条約の一部とはならないであろうが、その前文において、両当事国はそれぞれの立場を述べ、また攻撃・防衛、およびそれらの重要性の言及がなされるであろう」と述べている³。他方でロシア大統領府は、「新条約では戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の関連性に関する条項が法的拘束力を持つ文言で盛り込まれる」としている⁴。

2. 日豪パッケージ

3月23日、日本および豪州は、「2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」⁵を同会議の作業文書として提出した⁶。その概要は下記の通り。

- 核兵器の完全な廃絶を達成すると核兵器国による明確な約束
- 仏、露、英、米の核軍縮努力を歓迎し、すべての核兵器保有国による核軍縮措置に係る二国間・多数国間の交渉を要請
- すべての核兵器保有国による、核兵器数の削減、または少なくとも増加させないとの早期のコミットメン

2010 <<http://www.nytimes.com/2010/03/25/world/europe/25start.html>>, accessed on March 25, 2010.

³ Josh Rogin, "U.S. and Russia Agree on Missile-Defense Workaround for New Nuke Treaty," *The Cable*, March 24, 2010 <http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2010/03/24/us_and_russia_agree_on_missile_defense_workaround_for_new_nuke_treaty>, accessed on March 25, 2010.

⁴ 「米大統領：露との核軍縮合意、成果強調」『毎日新聞』2010年3月27日 <<http://mainichi.jp/select/world/europe/news/20100327k0000e030055000c.html>>、2010年3月27日アクセス。

⁵ 「2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ」2010年3月23日 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/pdfs/dok_100323.pdf>、2010年3月27日アクセス。

⁶ 外務省「日豪両政府による『2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ』の提出」2010年3月23日 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dok_100323.html>、2010年3月25日アクセス。

¹ Office of the Press Secretary, "Key Facts about the New START Treaty," March 26, 2010 <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/key-facts-about-new-start-treaty>>, accessed on March 27, 2010.

² Peter Baker and Ellen Barry, "Russia and U.S. Report Breakthrough on Arms," *The New York Times*, March 24,

ト

- 核兵器システムの運用状態の一層の低減
- 核軍縮プロセスの不可逆性および検証可能性
- 核弾頭総数、運搬システム、それらの配備状況等に関する定期的な報告など、さらなる透明性
- 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期署名・批准、発効までの間の核実験モラトリアムの維持
- 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の即時開始・早期妥結
- 国際原子力機関（IAEA）保障措置協定や国連安保理の関連決議を含む不拡散義務の厳格な遵守
- IAEA追加議定書を伴う包括的保障措置協定が国際的に認知された保障措置の基準となるべき
- NPTからの脱退通告に対する適切な国際的対応
- NPT脱退国は、締約国であった間に獲得した核物質などを平和目的以外には使用できない
- 原子力平和利用の権利（NPT第1～3条の規定に従って）
- 原子炉を稼働、建設または計画する国に、原子力安全に関する4つの条約の締約国になるよう求める
- 核物質防護条約および核テロ防止条約の早期締結を含め、核物質や原子力施設のセキュリティを強化するためのさらなる措置

3. 米国の核態勢と日本の安全保障

米国の「憂慮する科学者連盟」より、米国の核態勢と日本の安全保障に関する報告書が発表された⁷。主要な論点は下記のとおり。

- 日本の安全保障当局者および専門家の間には、日本の安全保障に核兵器の開発が有利となるような想像しうるシナリオはないという、長年にわたるコンセンサスがある
- 米国は、日米同盟を弱体化させることなく、米国の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低減し得る。そうした変化によって、日本がNPTから脱退し、自

⁷ Gregory Kulacki, “Japan and America’s Nuclear Posture,” Union of Concerned Scientists, March 2010, p.1.

ら核兵器を開発するというリスクが高まるという証拠はない。

- 米国の拡大抑止の信頼性についての日本の懸念は、米国の戦力構成や宣言政策の結果ではなく、国際システムの大きな変化の結果である
- 日本の保守的な安全保障専門家は、米国が曖昧な宣言政策や戦争遂行核態勢を継続したとしても、それだけで米国の拡大抑止の信頼性についての日本の懸念が解決されるわけではないことを認めている

4. 英仏

フランスは英国に、戦略原潜によるパトロールをシェアすることによる、英仏共同核抑止の構築を提案してきた。英国は、現在のところ、主権の共有は政治的に受け入れ難いとして反対している。ブラウン首相も3月19日、特に他国が核兵器を取得しようと試みている安全でない世界において、英国は独立した核抑止力の保持を続けるであろうと述べた⁸。

(財)日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル11階

TEL : 03-3503-7558 FAX : 03-3503-7559

Homepage : <http://www.cpdnp.jp/>

⁸ Julian Borger and Richard Norton-Taylor, “France Offers to Join Forces with UK’s Nuclear Submarine Fleet,” *Guardian*, 19 March 2010 <<http://www.guardian.co.uk/world/2010/mar/19/france-britain-shared-nuclear-deterrent>>, accessed on March 24, 2010.